

御坊市有料広告掲載要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市の新たな財源を確保し、市民サービスの向上及び地域活性化を図るため、広報ごぼう及び市ホームページ（以下「広告媒体」という。）に広告を有料で掲載することに関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲載の範囲)

第2条 掲載できる広告は、市の品位及びイメージを妨げないもの並びに市民に不利益を与えない中立性のあるものとし、次の各号のいずれかに該当するものは掲載しない。

- (1) 法令等に違反し、又は抵触するおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第12号）に定める風俗営業に関するもの
- (3) 貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条に規定する貸金業に関するもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告、個人的宣伝、求人広告その他これらに類するもの
- (5) 公の秩序又は善良な風俗に反するもの若しくは反するおそれのあるもの
- (6) 虚偽又は誇大な表現で不適切なもの
- (7) 市が推奨しているものと誤解を招くおそれのあるもの
- (8) 市税及び市からの貸付金の返済を滞納している者の広告
- (9) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団の利益となるおそれのあるもの
- (10) 前各号に定めるもののほか、その他掲載する広告として適当でないと市長が認めるもの

(広告の規格等)

第3条 広告の規格、期間、掲載料等は、広告媒体ごとに市長が別に定める。

(広告の募集)

第4条 市長は、広報等により広告の掲載希望者を公募するものとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、市長は、個別に広告掲載の案内をすることができる。

(広告の申込み)

第5条 広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）は、掲載の開始を希望する月の3月前の25日から2月前の25日（申込期限が御坊市の休日を定

める条例（平成2年条例第3号）第1条に定める休日（以下「休日」という。）に当たるときは、当該休日の翌日）までに、御坊市有料広告掲載申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）に掲載しようとする原稿を添えて、市長に提出しなければならない。

（広告掲載の決定）

第6条 市長は、申込書の提出があったときは、内容等を審査し、広告掲載の可否を決定するものとする。

2 市長は、広告掲載の可否を決定したときは、その結果を広告主に御坊市有料広告掲載決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（掲載の優先順位）

第7条 広告掲載枠を超えて申込みがあった場合、掲載の優先順位は、次の各号の順序とする。

- (1) 市内に事業所（支店、営業所等を含む。）を有するもの
- (2) 掲載希望区画数が多いもの。ただし、掲載希望区画数が同一の場合は、連続する掲載希望月数の多いものとし、掲載希望月数も同一の場合は、抽選により決定する。

（広告掲載料の納入）

第8条 広告掲載料は、広告掲載決定後、広告の掲載を開始しようとする月の前月10日（納入期限が休日に当たるときは、当該休日の翌日）までに全額納入しなければならない。ただし、市長が適当と認めたときは、この限りでない。

（広告主の責任等）

第9条 広告の内容に関する責任は、広告主が負うものとする。

2 広告原稿の作成経費は、広告主の負担とする。

（広告掲載の取消し）

第10条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料を納付しなかったとき。
- (2) 広告主又は広告内容が不適当と判断したとき。
- (3) 広報等の編集及び発行上支障があるとき。

（広告掲載の取下げ）

第11条 広告主は、自己の都合により、広告掲載を取り下げることができるもの

とする。

2 広告主は、前項の規定により広告掲載の取り下げをしようとするときは、書面により市長に申し出なければならない。

(広告掲載料の還付)

第12条 既納の広告掲載料は、原則として還付しない。ただし、市長は、広告主の責めによらない事由で広告を掲載することができなかったときは、既納の広告掲載料を還付することができる。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

2 広報ごぼう有料広告掲載要綱（平成18年3月10日公示第39号）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年12月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。